

平成 21 年度雇用失業統計研究会（第 2 回）議事概要

- 1 日 時 平成 21 年 12 月 11 日（金） 15:00～17:00
2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階 特別会議室
3 出席者 玄田有史座長，黒田祥子委員，小杉礼子委員，山本勲委員，小川誠委員（厚生労働省雇用政策課長），加園栄委員（東京都人口統計課長）
総務省統計局：栗原労働力人口統計室長，野原補佐，佐藤補佐，ほか

4 議 題

- (1) 雇用契約期間の実態把握について
- (2) 実労働時間の適切な把握について
- (3) 就業と結婚，出産，子育て，介護等の関係を分析するための調査事項について
- (4) その他

5 議事の概要

(1) 雇用契約期間の実態把握について

○事務局より資料に基づき，雇用契約期間の詳細な把握に関する検討について説明。

主な意見は次のとおり。

- ・今後，労使間で雇用契約期間の明示がきちんとなされ，雇用者が自身の契約について，明確に認識できるような状況になれば有益かもしれないが，現段階では，回答内容の信頼性の問題もあり，毎月調査することは様子を見た方がよい。
- ・雇用契約期間を毎月調査する必要性はないが，重要性は高いので年 1 回調査する程度が適当ではないか。その際，雇用契約期間を知っているかどうか聞いた上で，具体的な期間を聞くなどした方が正確性は高まるのではないか。いずれにしても慎重に検討した方がよい。
- ・雇用契約期間を詳細に毎月把握することは，世帯の記入負担増にもなるので，スクラップアンドビルドの観点からも十分検討する必要がある。
- ・「常雇」の項目は，「常雇」でありながら非正規労働者（パート・アルバイト）である者の分析などに有用である。
- ・雇用契約期間の把握に関する問題点をもう少し時間をかけて検討する必要がある，就業構造基本調査で把握することなども見据えて引き続き検討する必要がある。

(2) 実労働時間の適切な把握について

○事務局より資料に基づき，実労働時間の適切な把握について説明。併せて委員から実労働時間を把握する際の留意点について報告。

主な意見は次のとおり。

- ・実労働時間を把握するために，その月に何日休んだか，あるいは出勤日数を把握することは有効であるだろう。
- ・時間単位で休暇を取る者を効率的に把握できるように，休日日数を小数点第 1 位まで記入させるといふことも考えられる。
- ・時間単位の休暇については，女性による利用の増加も考えられ，把握できると有用ではあるが，現段階では優先順位は低いのではないか。
- ・世帯ベースの調査と事業所ベースの調査とで労働時間に乖離が生じるのはサービス残業以外に，管理職の残業時間が含まれていないことが大きく影響しているのではないか。

(3) 就業と結婚，出産，子育て，介護等の関係を分析するための調査事項について

○事務局より資料に基づき，就業構造基本調査を用いた，女性の就業と出産の関係についての分析を報告。

主な意見は次のとおり。

- ・1 年前の就業状態からみた分析も有用ではないか。
- ・女性の就業と出産の関係については，出産した女性の就業に対する意識などを考慮できるとより実態に近くなるのではないか，例えば双子を出産した女性のその後の就業についてみるなどの視点も面白いのではないか。
- ・育児休業制度の利用の有無等，次回の就業構造基本調査での調査事項の検討の際に論点となる内容である。

(4) その他

- ・各議題ともに追加意見があれば，別途連絡いただくこととした。
- ・次回は平成 22 年 3 月に開催する。